

第4章 事故災害対策

第1項 航空災害対策

関	係	機	関
総	務	課	
保	健	セ	ン
消	防	団	
大	垣	消	防
組	合		

航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対する対策については、本計画に定めるところによるものとする。

第1節 災害予防

1 実施内容

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

町は、それぞれの機関及び機関相互において、航空災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。

イ 通信手段の確保

町は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

町は、災害の状況に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

イ 防災関係機関相互の連携体制

町、県、航空運送事業者及び防災関係機関と応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時から連携の強化に努めるものとする。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動関係

ア 消火救難及び救助・救急、消火活動関係

町、消防団、大垣消防組合及び県は、照明車等の車両及び応急の実施に必要な救急救助用資機材、消火薬剤等の備蓄及び消火ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

イ 医療活動関係

町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医療品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

ウ 捜索活動支援関係

町、消防団は迅速かつ効率的な捜索支援活動を実施するため、ヘリポートの整備等支援基盤の確保に努めるものとする。

(4) 緊急輸送活動関係

町、県警察及び道路管理者は、情報板等の道路交通関連施設について、関係機関と連携して、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

(5) 関係者等への的確な情報伝達活動関係

町は、県及び放送事業者等と連携して、航空事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

(6) 防災関係機関の防災訓練の実施

町は、県、県警察、航空運送事業者及びその他防災関係機関と、相互に連携した訓練を実施するものとする。

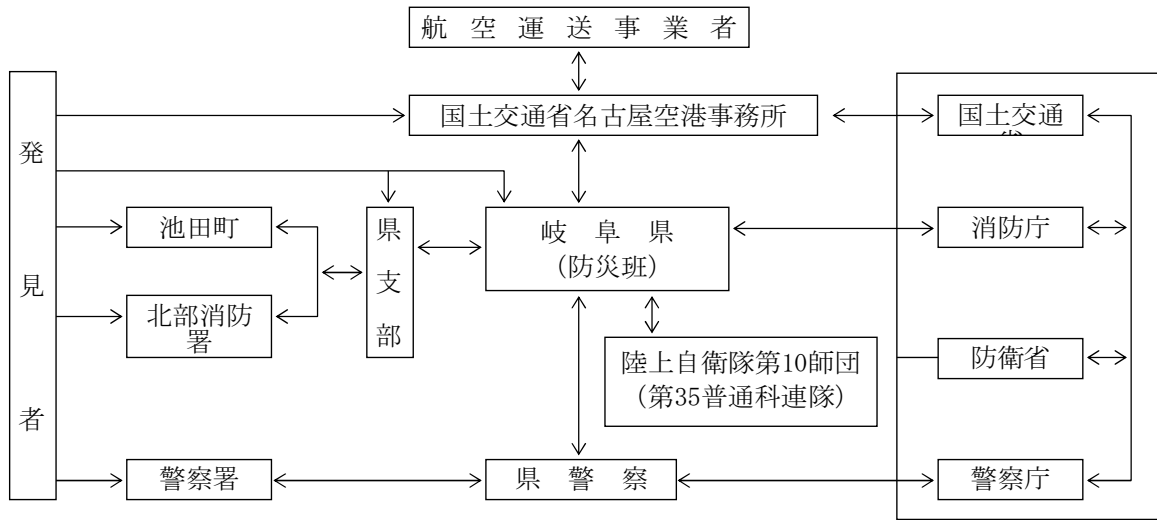
第2節 災害応急対策

1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

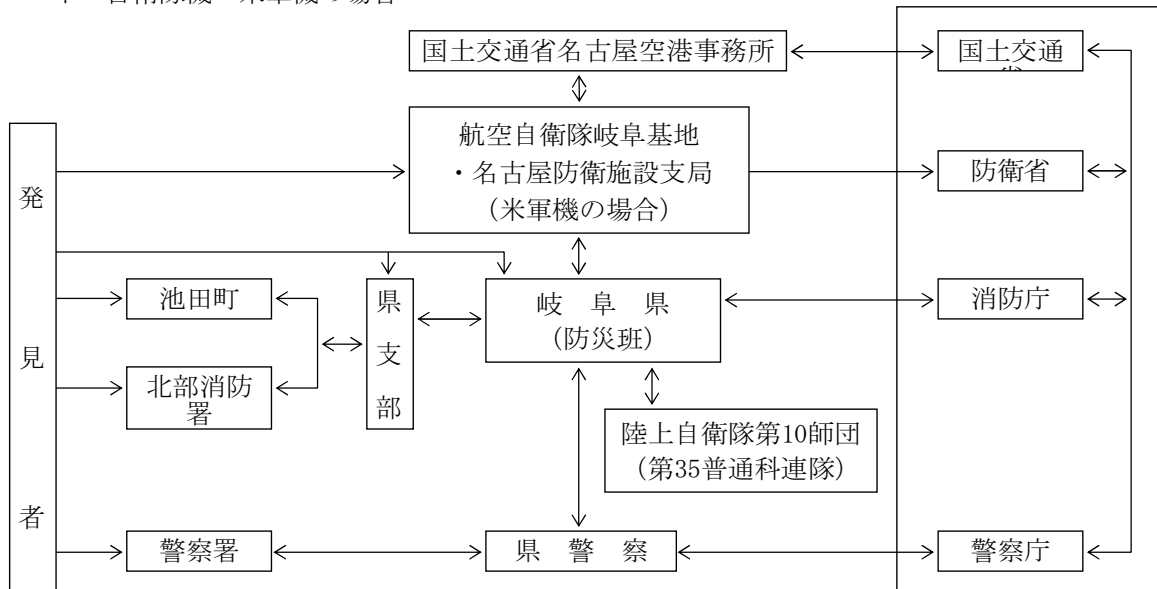
(1) 災害発生時の情報伝達系統

航空災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合の事故発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。

ア 民間航空機の場合



イ 自衛隊機・米軍機の場合



(2) 応急活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

(3) 通信手段の確保

町は、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

2 活動体制の確立

(1) 町の活動体制の確立

町は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

(2) 広域的な応援体制

町独自では、十分な応急活動が実施できない場合は、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」により県に他の市町村の応援を要請するものとする。

(3) 自衛隊の災害派遣

町は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をすよう求めるものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動

(1) 消火救難及び救助・救急、消火活動

ア 町による救助・救急活動

町は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努める。

イ 消火活動

大垣消防組合及び消防団は、速やかに火災の状況を把握するとともに迅速に消火活動を行う。

ウ 資機材等の調達等

町は、必要に応じ、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

(2) 医療活動

町は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療班の派遣を要請するものとする。

(3) 交通の確保

町及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制、応急復旧を行う。

4 関係者等への的確な情報伝達活動

航空運送事業者、町及び防災関係機関と連携し、被災者の家族等のニーズを十分把握し、航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

第2項 鉄道災害対策

関	係	機	関
総	務	課	
保	健	セ	ン
消	防	団	
大	垣	消	防
組	合		

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対する対策については、本計画の定めるところによるものとする。

第1節 災害予防計画

1 実施内容

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

町は、それぞれの機関及び機関相互間において、鉄道災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。

イ 通信手段の確保

町は非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

町は、災害の状況に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

イ 防災関係機関相互の連携体制

町、鉄道事業者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、平常時から連携の強化に努めるものとする。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動関係

ア 救助・救急活動関係

町、消防団、大垣消防組合及び県は、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

イ 医療活動関係

町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材の備蓄に努めるものとする。

ウ 消火活動関係

町は、平常時から関係機関との連携の強化を図るものとする。

(4) 緊急輸送活動関係

町、県、県警察及び道路管理者は、情報板等の道路交通関連施設について、関係機関と連携して、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

(5) 関係者等への的確な情報伝達活動関係

町は、災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

(6) 防災関係機関の防災訓練の実施

町は、県、県警察、鉄道事業者及びその他防災関係機関と、相互に連携した訓練の実施に努める。

2 鉄道交通環境の整備

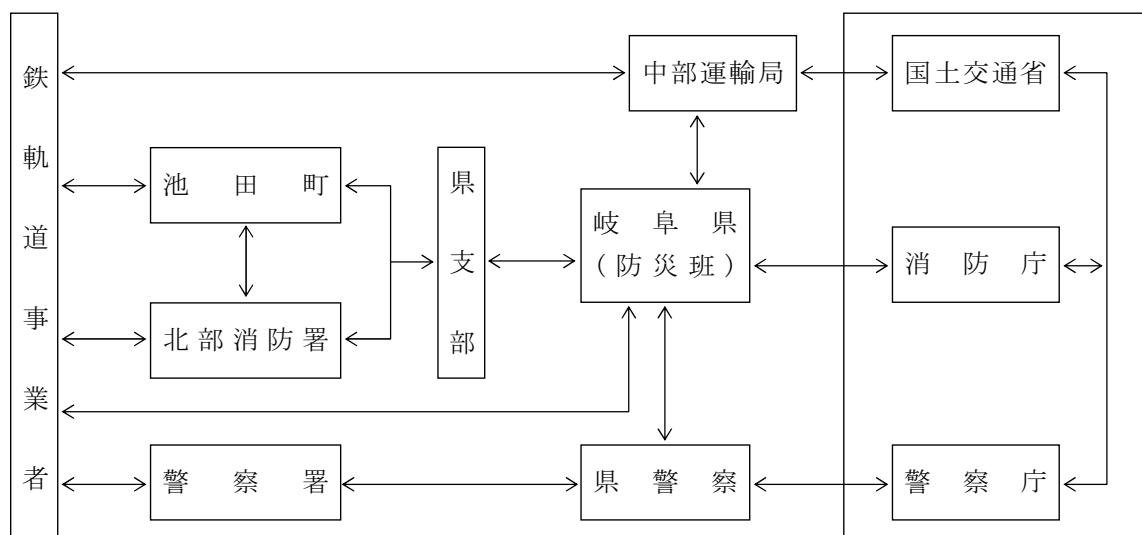
町、県、道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

第2節 災害応急対策

1 災害情報の収集・連絡体制及び通信の確保

(1) 災害発生時の情報伝達系統

鉄道災害が発生した場合の事故発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。



(2) 応急対策活動情報の連絡

町は県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性を連絡する。

2 活動体制の確立

(1) 町の活動体制

町は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(2) 広域的な応援体制

町は、町独自では、十分な応急活動が実施できない場合、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」により県に他の市町村の応援を要請する。

(3) 自衛隊の災害派遣

町は、応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し、自衛隊の派遣を要請する。

3 救助・救急、医療及び消火活動

(1) 救助・救急活動

町、大垣消防組合等は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努める。

(2) 医療活動

町は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療班の派遣を要請するものとする。

(3) 消火活動

町、大垣消防組合等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

(4) 交通の確保

町は、交通規制に当たっては、県警察と密接な連絡をとるものとする。

町及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

4 被災者等への情報伝達活動

町、鉄道事業者及び防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、鉄道災害の状況、安否情報、医療検閲などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

第3項 道路災害対策

関	係	機	関
総	務	課	
建	設	課	
保	健	セ	ン
消	防	タ	ー
大	垣	消	防
		組	合

トンネル、橋りょう等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対する対策については、本計画の定めるところによるものとする。

第1節 災害予防

1 実施内容

(1) 道路交通の安全のための情報の充実

町及び防災関係機関は、インターネット等を活用して気象庁の発表する雨量情報、河川水位情報、土砂災害情報等を収集する。

町は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生する恐れがある場合には、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

(2) 道路施設等の整備

ア 道路施設等の整備等

町は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現状の把握に努め、必要な施設の整備を図る。

(3) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

町は、道路災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。

イ 通信手段の確保

町は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

(4) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

町は、災害の状況に応じ、職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

イ 防災関係機関相互の連携体制

町、道路管理者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時から連携の強化に努めるものとする。

(5) 救助・救急、医療及び消火活動関係

ア 救助・救急活動関係

町、大垣消防組合及び県は、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

イ 医療活動関係

町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

ウ 消火活動関係

道路管理者及び町等は、平常時から関係機関相互間の連携強化を図るものとする。

(6) 緊急輸送活動関係

町、県、県警察及び道路管理者は、情報板等の道路交通関連施設について、関係機関と連携して、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

(7) 危険物等の流出時における防災活動関係

町及び道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防災活動を行うことができるよう資機材の整備促進に努めるものとする。

(8) 関係者等への的確な情報伝達活動関係

町は、県及び放送事業者等と連携して、道路災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

(9) 防災関係機関の防災訓練の実施

町は防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

町、県、県警察、道路管理者及び防災関係機関は相互に連携した防災訓練を実施するものとする。

(10) 施設、設備の応急復旧活動関係

町は、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

(11) 災害復旧への備え

町は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

2 防災知識の普及

町は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

3 再発防止対策の実施

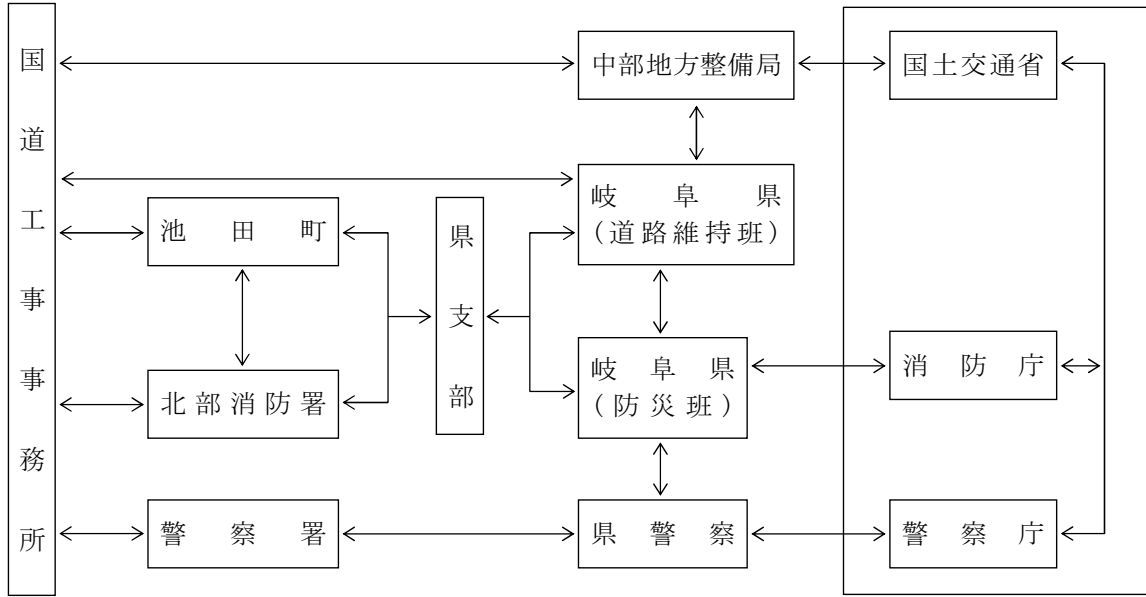
町は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

第2節 災害応急対策

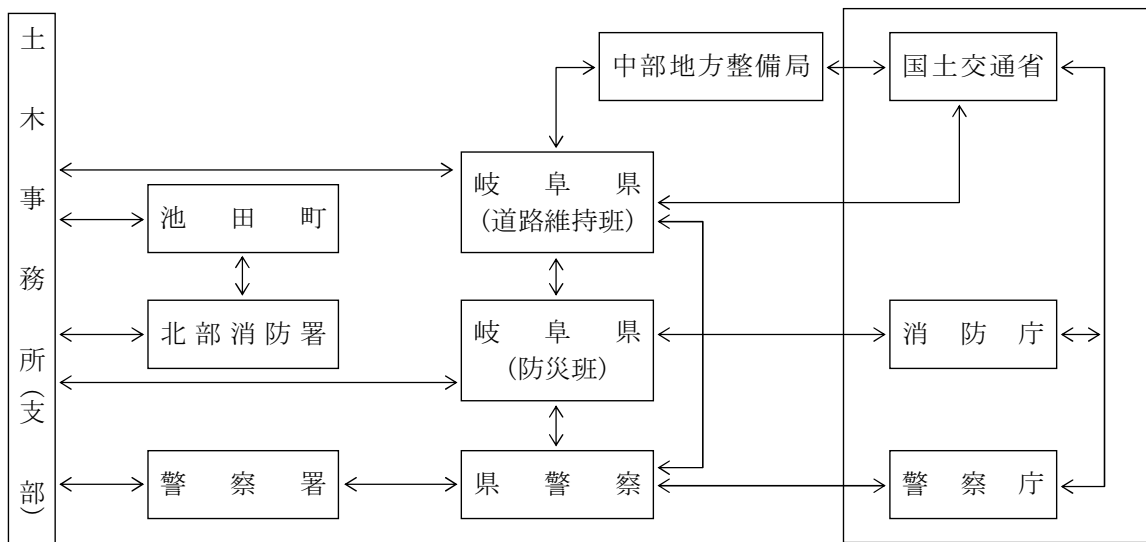
1 災害情報の収集・連絡体制及び通信の確保

道路災害が発生した場合の事故発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。

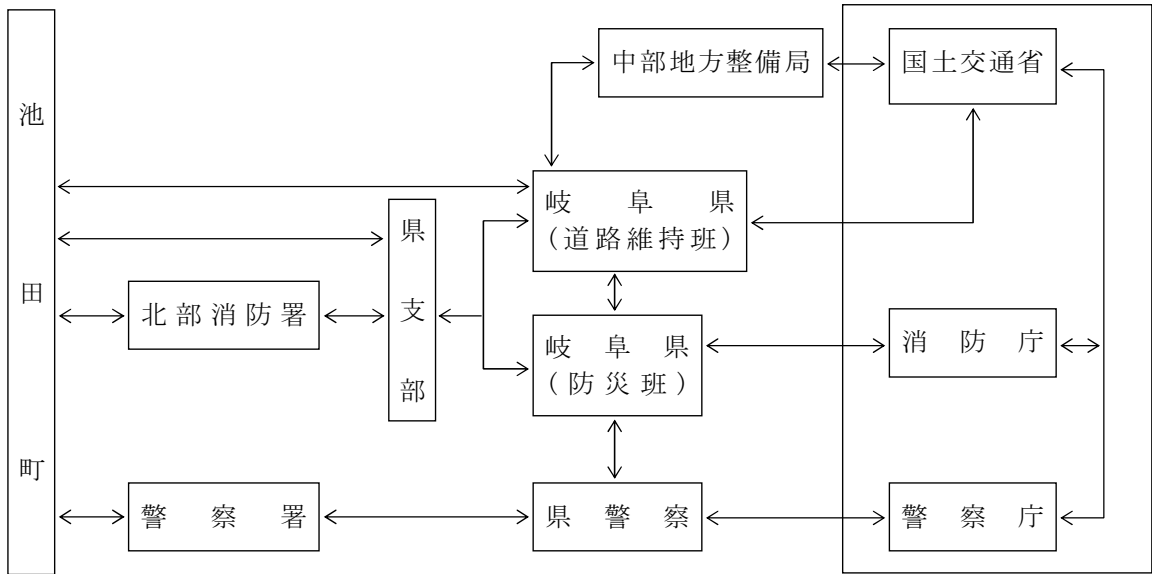
(1) 国の管理する道路



(2) 県の管理する道路



(3) 町の管理する道路



(4) 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

(5) 通信手段の確保

道路管理者、町、県及び防災関係機関は、災害発生直後は直ちに、発災現場及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

2 活動体制の確立

(1) 町の活動体制

町は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(2) 広域的な応援体制

町独自では、十分な応急活動が実施できない場合、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」により県に他の市町村の応援を要請するものとする。

(3) 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動

(1) 救助・救急活動

町、大垣消防組合は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努める。

(2) 医療活動

町は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療班の派遣を要請するものとする。

(3) 消火活動

町、大垣消防組合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

4 交通の確保

道路管理者、町及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

5 危険物の流出に対する応急対策

(1) 町は、危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

(2) 町、大垣消防組合及び県警察は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

町は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

7 被災者等への情報伝達活動

道路管理者、町、県及び防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

8 再発防止対策の実施

町は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第4項 放射性物質災害対策

関	係	機	関
総	務	課	
住	民	課	
健	康	福	祉
保	健	セ	ン
消	防	団	
大	垣	消	防
		組	合

放射性物質(原子力災害対策編に記載する「核燃料物質」を除く。以下、本項において同じ)の取り扱いに係る災害の発生及び拡大を防止するため、災対法及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年6月10日法律第167号。以下「放射線障害防止法」という。)に基づき、必要な予防対策を進める。

第1節 災害予防

1 実施内容

(1) 施設等の防災対策

放射性物質を取り扱う事業者は、関係法令を遵守するとともに、安全管理に万全を期する。

(2) 防護資機材の設備

予防対策を実施する各機関は、必要に応じ、放射線測定器(個人用被ばく線量測定用具を含む。)、放射線防護服等の整備を図る。

(3) 防災対策資料の整備

町は、放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等の把握に努める。

(4) 放射線被ばく者診断医療機関(専門医)の確保

放射性物質を取り扱う事業者は、放射線被ばく者の措置について放射線に関する専門医の診断が必要とされるので、あらかじめ専門医を置く医療機関の把握に努める。

(5) 災害に対する知識の習得及び訓練等

防災関係機関は、放射性物質や放射線に関する基礎知識、参考資料等を収集するとともに、災害発生時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努める。

第2節 災害応急対策

1 災害情報の収集・連絡体制及び通信の確保

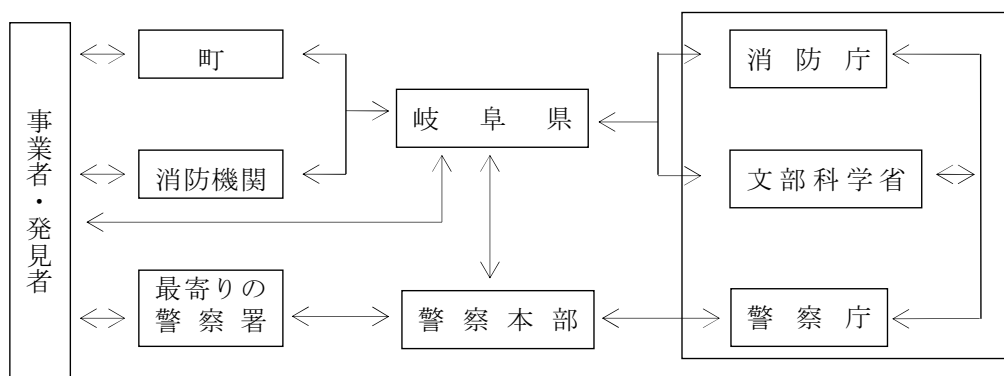
(1) 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

ア 災害情報の収集、連絡

町、大垣消防組合は、災害の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡する。

イ 災害発生時の情報伝達系統

放射性物質による災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次による。



ウ 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

エ 通信手段の確保

放射性物質貯蔵・取扱事業者、町、県及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保する。

(2) 活動体制の確立

ア 町の活動体制

町は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。

イ 広域的な応援体制

町は、町独自では、十分な応急活動が実施できない場合、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」により県に他の市町村の応援を要請する。

ウ 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要

請をするように求める。

エ 防災業務関係者の安全確保

町、県等は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図る。また、応急対策活動中の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行う。

(3) 災害の拡大防止活動

町は、放射性物質の漏洩防止、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、放射性物質関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

(4) 救助・救急、医療、消火活動等

ア 救助・救急活動

町、大垣消防組合は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努める。

イ 消火活動

大垣消防組合、及び自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

ウ 医療活動

町は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請する。

エ 交通の確保

町、県及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

(5) 放射性物質の漏洩に対する応急対策

大垣消防組合、及び県警察等は、直ちに避難誘導活動を行う。町は、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、放射性物質の処理等必要な措置を講ずる。

(6) 避難受入れ活動

ア 避難誘導の実施

町は、放射性物質による災害により人に危害の及ぶ恐れのある場合には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。

イ 指定避難所

町は、発災時に必要に応じ指定避難所を開設し、地域住民等に対し周知徹底を図る。

(7) 被災者等への的確な情報伝達活動

放射性物質貯蔵・取扱事業者、町、県及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、放射性物質災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

第5項 危険物等保安対策

関	係	機	関
総	務	課	
住	民	課	
保	健	セ	ン
消	防	タ	ー
大	垣	消	防
組	合	組	合

危険物、高圧ガス、毒物劇物及び火薬類（以下「危険物等」という。）の漏洩流出、火災、爆発等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害を防止し、あるいは災害発生時における危険物等の保安を確保するため、必要な措置を行う。

第1節 災害予防

1 実施内容

(1) 危険物等関係施設の安全性の確保

ア 危険時の通報

危険物等の貯蔵・取扱事業者は、その施設において危険物等の流出、火災、その他の事故が発生したときは、災害を防止するための応急措置を講ずるとともに、直ちにその旨町、大垣消防組合及び警察署に通報する。

イ 緊急措置

中部近畿産業保安監督部、大垣消防組合及び県は、災害の発生防止のため、緊急の必要があるときは、危険物等の使用を停止し、又は危険物等の取扱いを制限し、若しくは変更を命ずる。

ウ 規制、立入検査等

町、大垣消防組合、及び県は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努める。

町、大垣消防組合、県及び危険物等の貯蔵・取扱事業者は、予防規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進する。

エ 教養、指導

大垣消防組合、県及び危険物等の貯蔵・取扱事業者団体は、危険物等の貯蔵・取扱事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関連施設における保安体制の強化を図る。

オ 安全性の向上

町、大垣消防組合、県及び危険物等の貯蔵・取扱事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、必要な再発防止対策を講じることにより、危険物等関係施設の安全性の向上に努める。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

町、県、危険物等の貯蔵・取扱事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、危険物等災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。

イ 通信手段の確保

町、県及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

町は、災害の状況に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。

イ 防災関係機関相互の連携体制

町、県、危険物等の貯蔵・取扱事業者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

(3) 救急・救助、消火及び医療活動関係

ア 救助・救急活動関係

町、大垣消防組合及び県は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

イ 消火活動関係

町、大垣消防組合及び県は、平常時から消防本部、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

ウ 医療活動関係

町は、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

(4) 緊急輸送活動関係

町、県、県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備に努める。

(5) 危険物等の流出時における防除活動関係

町、大垣消防組合、及び県は、危険物等が流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるとともに、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。

(6) 避難受入れ活動関係

町は、避難場所、避難所等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

また、要配慮者を適切に避難誘導するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難誘導體制の整備に努める。

(7) 防災業務関係者の安全確保関係

町及び県は、応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。

(8) 関係者等への的確な情報伝達活動関係

町は、危険物等災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図る。

(9) 防災関係機関等の防災訓練の実施

大垣消防組合及び県警察等は、様々な危険物等災害を想定し、より実践的な消火、救急・救助等の訓練を実施する。

町、県、県警察、大垣消防組合、自衛防災組織、地域住民等は、相互に連携した訓練の実施に努める。

(10) 災害復旧への備え

町、県、危険物等の貯蔵・取扱事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

3 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

住民に対し、危険物についての知識を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図る。

(2) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

町は、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

第2節 災害応急対策

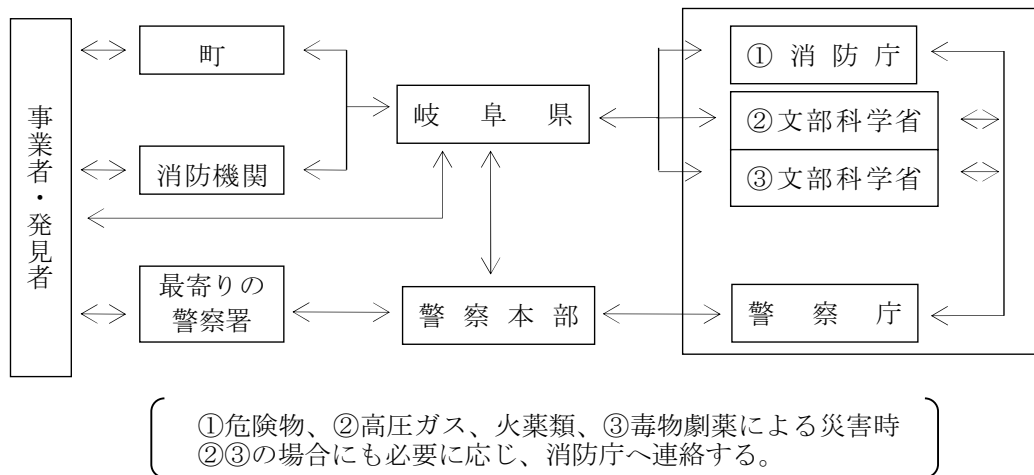
1 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集、連絡

町、大垣消防組合は、火災又は爆発等の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡する。

(2) 災害発生時の情報伝達系統

危険物等災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次による。



(3) 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

2 活動体制の確立

(1) 町の活動体制

町は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。

(2) 広域的な応援体制

町は、町単独では、十分な応急活動が実施できない場合は、「岐阜県広域消防相互応援協定」、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」により県に他の市町村の応援を要請する。

(3) 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするように求める。

(4) 防災業務関係者の安全確保

町、大垣消防組合、県等は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図る。

3 災害の拡大防止活動

町、大垣消防組合、及び県は、危険物等災害時に危険物等の流出、拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

4 救助・救急、消火及び医療活動等

(1) 救助・救急活動

町、大垣消防組合は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努める。

(2) 消火活動

大垣消防組合、及び自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

(3) 医療活動

町は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請する。

(4) 交通の確保

町、県及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

5 危険物等の流出に対する応急対策

大垣消防組合及び県警察等は、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

町及び県は、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。

6 避難受入れ活動

(1) 避難誘導の実施

町は、危険物等災害により人に危害の及ぶ恐れのある場合には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。

(2) 指定避難所

町は、発災時に必要に応じ指定避難所を開設し、地域住民等に対し周知徹底を図る。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

危険物等取扱事業者、町、県及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

第6項 林野火災対策

関	係	機	関
総	務	課	
建	設	課	
産	業	課	
消	防	団	
大	垣	消	防
組	合		

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対応するため、林野火災に強い地域づくり、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

第1節 災害予防

1 林野火災に強い地域づくり

(1) 防火林道、防火森林の整備

町及び県は、必要な地域に防火林道、防火森林の整備等を実施する。

(2) 火の使用制限

町、大垣消防組合及び県は、火災警報発令時の火の使用制限の徹底を図るとともに、多発危険期等における巡視及び監視等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行う。

(3) 森林保全管理活動の促進

林野の所有（管理）者、地域の森林組合等は、自主的な森林保全管理活動の推進に努める。

2 林野の所有（管理）者の管理上の指導

町、大垣消防組合、及び県は、林野火災に関し、林野の所有（管理）者に対し必要な施業を行うよう指導する。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

町、大垣消防組合、県及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、林野火災に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。

イ 通信手段の確保

町、大垣消防組合、県及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

町は、災害の状況に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。

イ 防災関係機関相互の連携体制

町、大垣消防組合、県及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

(3) 救助・救急、消火及び医療活動関係

ア 救急・救助活動関係

町、大垣消防組合、及び県は、林野火災工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

イ 消火活動関係

町、大垣消防組合、及び県は、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

ウ 医療活動関係

町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

(4) 緊急輸送活動関係

町、県、県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備をする。

(5) 避難受入れ活動関係

町は、避難場所、避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

また、要配慮者を適切に避難誘導するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難誘導体制の整備に努める。

(6) 施設、設備の応急復旧活動関係

町は、所管する公共施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。

(7) 関係者等への的確な情報伝達活動関係

町は、林野火災に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図る。

(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施

ア 防災訓練の実施

大垣消防組合は、様々な林野火災を想定し、より実践的な消火、救急・救助等の訓練を実施するよう努める。

町、県、大垣消防組合、森林組合、民間企業、地域住民等は、相互に連携した防災訓練を実施するよう努める。

4 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

町、大垣消防組合、及び県等は、林野火災に対する防火意識の高揚を図るとともに、林業従事

者、林野周辺住民、ハイカーなどの入山者等への啓発を実施する。

(2) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

町、大垣消防組合、及び県等は、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

(3) 住民の防災活動の環境整備

町、大垣消防組合、及び県等は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設装備の充実、青年層や女性の団員への参加促進等消防団の活性化を促進し、その育成を図る。

第2節 災害応急対策

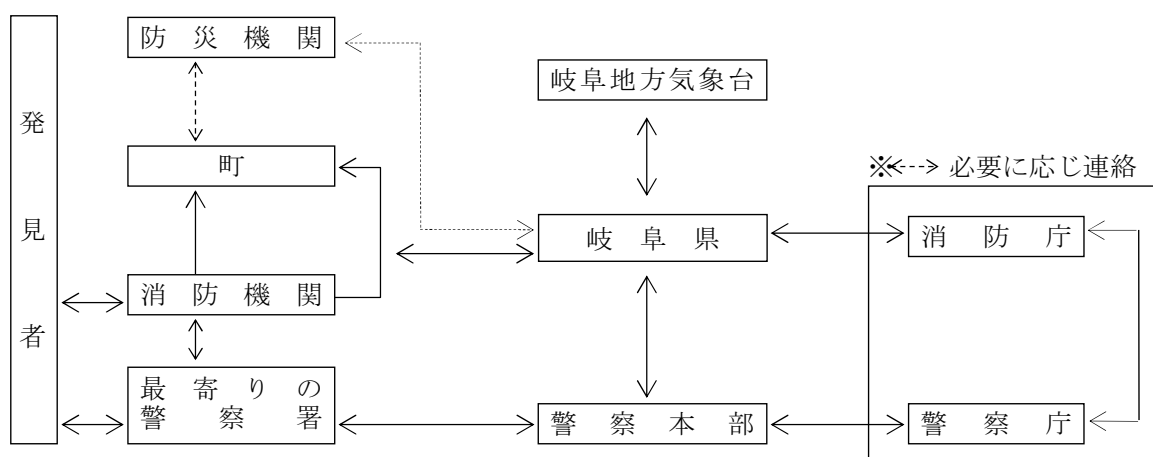
1 災害情報収集・連絡

(1) 災害情報の収集・連絡

町、大垣消防組合は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡する。

(2) 災害発生時の情報伝達系統

林野火災が発生した場合の火災発生情報・被害情報等の情報伝達系統は次による。



(3) 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

(4) 通信手段の確保

町、及びその他防災関係機関は、災害発生直後は直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保する。

2 活動体制の確立

(1) 町の活動体制

町は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(2) 広域的な応援体制

町は、町単独では十分な応急対策が実施できない場合は、「岐阜県広域消防相互応援協定」、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」により県に他の市町村の応援を要請する。

(3) 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

3 救助・救急、消火及び医療活動等

(1) 救助・救急活動

大垣消防組合等は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努める。

(2) 消火活動

大垣消防組合等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

住民、自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、大垣消防組合等に協力するよう努める。

(3) 医療活動

町は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請する。

(4) 交通の確保

町、県及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧を行う。

4 避難受入れ活動

(1) 避難誘導の実施

町は、林野火災により人に危害の及ぶ恐れのある場合には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。

(2) 指定避難所

ア 避難所の開設

町は、発災時に必要に応じ指定避難所を開設し、地域住民等に対し周知徹底を図る。

5 被災者等への的確な情報伝達活動

町、県及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

6 二次災害の防止活動

町及び県は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生する恐れがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。また、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行う。

第7項 大規模な火事災害対策

関	係	機	関
総	務	課	
住	民	課	
健	康	福	祉
建	設	課	
消	防	団	
大	垣	消	防
組	合		

多数の死傷者等の発生を伴う大規模な火事災害（林野火災を除く。）に対応するため、災害に強いまちづくり、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

第1節 災害予防

1 実施内容

(1) 災害に強いまちづくり

ア 災害に強いまちの形成

町は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設の整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図る。

イ 火災に対する建築物の安全化

(ア) 消防用設備等の整備、維持管理

町、大垣消防組合、県及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

(イ) 建築物の防火管理体制

大垣消防組合、及び事業者等は、多数の人が出入りする事務所等の高層建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

ウ 建築物の安全対策の推進

(ア) 町、大垣消防組合、及び県は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物

等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進する。

- (イ) 町、大垣消防組合、県及び事業者等は、高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図る。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

町、大垣消防組合、県及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、大規模な火事災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。

イ 通信手段の確保

町、大垣消防組合、県及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

町は、災害の状況に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。

イ 防災関係機関相互の連携体制

町、大垣消防組合、県及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

(3) 救助・救急、消火及び医療活動関係

ア 救助・救急活動関係

町、大垣消防組合は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

イ 消火活動関係

町、大垣消防組合は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

ウ 医療活動関係

町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

(4) 緊急輸送活動関係

町、県、県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関係施設について災害時の管理体制の整備に努める。

(5) 避難受入れ活動関係

町は、避難場所、避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

また、要配慮者を適切に避難誘導するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難誘導體制の整備に努める。

(6) 施設、設備の応急復旧活動関係

町は、所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。

(7) 関係者等への的確な情報伝達活動関係

町、大垣消防組合、県及び放送事業者等は、大規模な火事に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図る。

(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施

大垣消防組合等は、大規模な火事災害を想定し、より実践的な消火、救急・救助等の訓練を実施する。

町、県、県警察、事業者、防災関係機関、地域住民等は、相互に連携した防災訓練を実施するよう努める。

3 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

町、大垣消防組合、及び県等は、住民に対し、大規模な火事の危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図る。

(2) 防災関連設備等の普及

町、大垣消防組合、及び県は、住民等に対して消火器、避難用補助器具等の普及に努める。

(3) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

町、大垣消防組合、及び県等は、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

第2節 災害応急対策

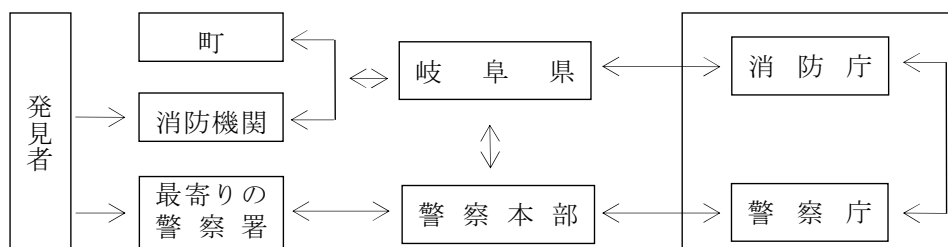
1 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集、連絡

町、大垣消防組合は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡する。

(2) 災害発生時の情報伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合の災害発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次による。



(3) 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

(4) 通信手段の確保

町、大垣消防組合、県及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、災害現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保する。

2 活動体制の確立

(1) 町の活動体制

町は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(2) 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。

(3) 広域的な応援体制

町は、町単独では十分な応急対策が実施できない場合は、「岐阜県広域消防相互応援協定」、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」により県に他の市町村の応援を要請する。

(4) 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするように求める。

3 救助・救急、消火及び医療活動等

(1) 救助・救急活動

町、大垣消防組合等は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努める。

(2) 消火活動

大垣消防組合部等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、県は、状況によっては消防本部の要請によりヘリコプターによる空中消火を実施する。

(3) 医療活動

町は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請する。

(4) 交通の確保

町、県及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送確保のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧を行う。

4 避難受入れ活動

(1) 避難誘導の実施

町は、大規模な火事により人に危害の及ぶ恐れのある場合には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。

(2) 指定避難所

町は、発災時に必要に応じ指定避難所を開設し、地域住民等に対し周知徹底を図る。

5 被災者等への的確な情報伝達活動

町、県及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

第8項 大規模停電対策

関	係	機	関
総	務	課	
企	画	課	

多数大規模かつ長期停電が生じた場合、正確な情報を迅速に提供するなど混乱の防止を図るとともに、電源車や電気自動車等の配備など応急対策を実施する。

1 実施内容

(1) 広報

町、県及び電気事業者は、住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、住民等に役立つ次の情報について、ホームページやSNS等により提供するものとする。また、情報提供は、多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

- ア 停電及び停電に伴う災害の状況
- イ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ウ 停電の復旧の見通し
- エ 避難の必要性等、地域に与える影響
- オ 携帯電話等の充電可能な施設等の情報
- カ その他必要な事項

(2) 応急対策

町、県及び防災関係機関は、その状況に応じて活動体制を整え、関係機関と連携をとり、所管にかかる応急対策を実施する。

また、復旧計画等の情報共有を図るものとする。

(3) 電力供給

電気事業者等は、町等と協議のうえ、重要施設や避難所等へ電源車や電気自動車等による緊急的な電力供給を行うものとする。

(4) 通信機器等の充電

町、県及び防災関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携し充電機器等の提供に努めるものとする。